

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、いずれも令和4年12月26日付けの各生活保護変更通知書（以下併せて「本件各処分通知書」という。）により請求人に対して行った各保護変更決定処分（以下併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張し、それぞれの取消しを求めているものと解される。

令和2年に年金通知書と委任状を〇〇福祉事務所に提出し、年金の件を一任した。ところが、令和5年1月5日に、過去に遡って保護費を返納するように言われてショックを受けた。

委任状で間違いなく年金額の確認をしていたにもかかわらず、うやむやに放置していたことは無責任であり、数年経ってから、急に年金収入を遡って請求するというのは暴力的な行為である。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 0 月 1 9 日	諮問
令和 5 年 1 2 月 2 2 日	審議（第 8 4 回第 2 部会）
令和 6 年 1 月 1 9 日	審議（第 8 5 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

(2) 職権による保護の変更

法 2 5 条 2 項及び同項が準用する 2 4 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入認定（総論）

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 8 ・ 2 は、収入の認定は月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額によるとしている。

次官通知第 1 0 が、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第 8 によって認定した収入との対比によって決定することとしていることから、就労に伴う

収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(4) 収入認定（年金）

次官通知第 8・3・(2)・ア・(ア)は、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとしている。

これを受けて、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第 8・1・(4)・アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。

(5) 扶助費の戻入の遡及限度、戻入の場合の収入充当

「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問 13-2・答・2 は、扶助費戻入決定の遡及の限度について、扶助費の過渡分を戻入する場合、遡及変更の限度は 3 か月程度と考えるべきであるとしている。

また、問答集問 13-3・答は、返納額を収入充当額として計上する場合、事情に応じて 1 回又は数回に分割して計上すべきであるとしている。

(6) 次官通知及び局長通知並びに問答集の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件各処分についての検討

これを本件についてみると、年金は、その実際の受給額を認定することとされ、受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割し

て収入認定することとされているところ（１・(4)）、処分庁は、請求人が本件年金を受給していたこと、その年額が１３，３２０円であることを把握したことから、同額を１２で除した１，１１０円を各月の収入額であると認定したことが認められる。

そして、保護費の戻入の遡及限度は３か月程度とされているところ（１・(5)）、処分庁は、請求人の通帳の写しを確認した令和４年１２月を含む過去３か月分（同年１０月分から１２月分まで）及び既に保護費を決定していた令和５年１月分の各保護費から１，１１０円を減額する決定をしたこと（本件各処分）が認められる。

そうすると、本件各処分は、いずれも上記１の法令等の定めに基づいて行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、第３のとおり、令和２年に年金通知書及び委任状を処分庁に対して提出したにもかかわらず、令和４年になってから急に本件年金収入に相当する保護費を遡って減額したとして、本件各処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

確かに、本件年金に係る〇〇からの回答は令和２年１２月２５日付けであり、本件年金収入に係る保護変更を行ったのは令和４年１２月２６日であることから、処分庁による事実の把握から本件各処分に至るまでに約２年が経過しているものと認められる。

しかし、処分庁が本件年金収入を認定し、それに相当する保護費を減額したのは、直近の過去３か月分及び翌月分（令和４年１０月分から令和５年１月分までの計４か月分）であるから、本件各処分については、請求人が本件年金の受給を開始した平成３０年４月分からの年金全てを遡って収入認定して保護費の減額をしたわけではない。そして、過去３か月程度の保護費は、遡及して保護変更することにより収入充当することができるとされており（１・(5)）、このことに基づいて行われた本件各処分が、いずれも適法であると認められることは上記２のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められな

い。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来